

# じょうれい がいよう 条例の概要



## たいしょう 対象とするコミュニケーション手段

しゅわ てんじ ようやくひつき しょくしゅわ ゆびてんじ ひつだん だいひつ だいでく へい い ひょうげん ひょうじょう みぶ てぶ  
手話、点字、要約筆記、触手話、指点字、筆談、代筆、代読、平易な表現、表情、身振り、手振り、  
じつぶつまた えす ていじ きき  
実物又は絵図の提示、ICT機器（タブレット、スマートフォン）など

## きほんりねん 基本理念

- しょうがい とくせい おう しゅだん りよう そくしん しょうがいしゃ じりつおよ しゃかいざんか  
障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、「障害者の自立及び社会参加のためには  
しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう ごりてき はいりよ じゅうよう にんしき もと おこな  
社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が重要である」との認識の下に行うこと。
- しょうがい とくせい おう しゅだん りよう そくしん すべ しょうがいしゃ いし そつう じょうほう  
障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、「全ての障害者の意思疎通や情報の  
しゅとく しゅだん せんたく きかい かくほ じゅうよう にんしき もと おこな  
取得のための手段についての選択の機会の確保などが重要である」との認識の下に行うこと。

## せきむ 責務



### 〇県の責務

しょうがい とくせい おう しゅだん りよう そくしん  
総合的な施策を策定し、実施するものとする。

### 〇県民の責務

しょうがい とくせい おう しゅだん りよう そくしん かん りかい ぶか けんおよ しちょうそん  
障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する理解を深め、県及び市町村が  
じっし しさく きょうりよく つと  
実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### 〇事業者の責務

じぎょうしゃ せきむ  
じぎょうかつどう おこな あ しょうがいしゃ しょうがい とくせい おう  
事業活動を行うに当たって、障害者が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できる  
ようにするために必要な配慮をし、県及び市町村が実施する障害の特性に応じたコミュニケーション  
しゅだん りよう そくしん かん しさく きょうりよく つと  
手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## きほんしさく 基本施策

### 〇学校教育の分野における利用の促進

### 〇県民に対する啓発活動

### 〇県民及び事業者が行う活動への支援

### 〇意思疎通支援者等の養成

### 〇県政等に関する情報の取得の円滑化

### 〇災害時等における連絡体制の整備



## とあさき 問い合わせ先

### ぜんぱん 【全般】

とちぎけんほけんふくしよしょうがいふくしか  
栃木県保健福祉部障害福祉課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

でんわ 028-623-3139

ファックス 028-623-3052

E-mail : [syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp](mailto:syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp)

### しえん しちやうかくしやうがいしゃ 【ICT支援（視聴覚障害者など）】

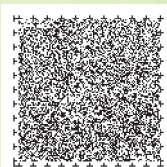
とちぎけんしょうがいしゃ  
栃木県障害者ICTサポートセンター

でんわ 028-612-5213

ファックス 028-627-6880

## しこうび 施行日

れいわ ねん がつ にち  
令和4（2022）年4月1日



おんせい  
▲音声コード



※このチラシは、障害者就労支援事業所からの優先調達により印刷しています。